

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜ 令和 7 年 4 月 1 日 ＞ 現在

1 当法人が提供するサービスについての相談窓口

0982-35-0005 （午前9時～午後6時まで）

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 特別養護老人ホーム ふれあいの里の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	特別養護老人ホームふれあいの里
所在地	宮崎県延岡市沖田町2240番地1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (宮崎県 4570300337号)

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1名		業務全般管理	1名
医師			2名	健康管理	2名
生活相談員	介護福祉士等	3名 兼務		相談等	3名 兼務
栄養士	管理栄養士	2名		栄養管理	2名
介護支援専門員	介護福祉士等	3名 兼務		ケアプラン作成	2名 兼務
事務職員	社会福祉士等	3名		経理庶務	3名
介護・看護職員他	看護職員	4名		健康管理	4名
	介護福祉士	22名		介護全般	22名
	初任者研修他	4名		介護全般	4名
	その他	2名		生活全般	2名

(3) 施設の設備の概要

定員		90名 (短期 5名含む)		
居室	4人部屋	12室 (1室39.9㎡)	静養室	1室
	2人部屋	1室 (29.2㎡)	医務室	1室
	従来型個室	10室 (1室13.8㎡)	食堂	3室
	従来型個室	30室 (1室18.0㎡)	機能訓練室	2室 (食堂と兼用)
浴室	一般浴槽2・特殊浴槽3		談話室	2室
			看取りの部屋	1室

3 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食 事
- ③ 入 浴
- ④ 介 護
- ⑤ 機能訓練 ※専門的なリハビリ等はありません。日常生活動作における残存機能の活用を行います。
- ⑥ 生活相談
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 理容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ 日常費用支払代行
- ⑪ 所持品保管
- ⑫ レクリエーション 等

4 利用料金

(1) 介護福祉施設サービス費 (※一割負担額)

介護度	料 金 1日あたり
要介護度 1	¥589
要介護度 2	¥659
要介護度 3	¥732
要介護度 4	¥802
要介護度 5	¥871

※ 病院等へ入院したり外泊をされた場合に、月6日以内であれば上記料金に替えて246円/日がかかります。

(2) 加 算 ※要介護度による区分無し

(※一割負担額)

種 別	内 容	料 金
サービス提供体制強化(Ⅰ)	介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上の体制であること、もしくは、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上いることで算定します。	22円/日
介護職員等処遇改善(Ⅰ)	介護職員等の処遇改善等を目的に算定します。	利用 総単位数の 14.0%/月
看護体制(Ⅰ 2)	定員51人以上の施設で、常勤看護師を1人以上配置していることに対して算定します。	4円/日
看護体制(Ⅱ 2)	入居者25人に1人以上の常勤看護師を配置していたり、看護師と24時間連絡が取れる体制があること等に対して算定します。	8円/日
夜勤職員配置(Ⅰ 2)	夜勤職員数が、最低基準を1人以上上回っていること等に対して算定します。	13円/日
栄養マネジメント強化	管理栄養士を50人に1人以上配置しており、医師や看護師等の多職種が共同で栄養ケア計画を作成します。入居者ごとの栄養状態の情報を厚労省に提出して、継続的に栄養管理することに対して算定します。	11円/日
生産性向上推進体制(Ⅱ)	利用者の安全と介護サービスの質の確保・職員の負担軽減・ICT化の促進を目的とします。	10円/月
初 期	入居後の30日間と、途中で30日以上入院をされた後に再入居となった場合に算定します。	30円/日
安全対策体制	安全管理の担当者や部門を設置し、安全対策を実施する体制を整備していることに対して、入居時に1回だけ算定します。	20円/回

種 別	内 容	料 金
看取り介護	人生の最終段階になられた際、利用者ご自身やご家族と、医師を含めた施設の専門職が協議の上で当施設でのお看取りをお手伝いすることになった場合に、その状況に応じて算定します。	(死亡日) 1,280円/日 (死亡日の前日、前々日) 680円/日 (死亡日前4日～30日) 144円/日 (死亡日前31日～45日) 72円/日

※ (1)、(2)については、介護保険負担割合証で示されている負担割合でのお支払いとなります。

※ この外、要件によっては減免措置が受けられる場合がありますので、ご不明は事前にご相談ください。

(3) 食 費

1,445円/日

(4) 居 住 費

従 来 型 個 室 … 1,231円/日

多 床 室 … 915円/日

※ (3)、(4)については、住所地の市町村窓口への相談により「負担限度額認定」が受けられる場合があります。

(5) その他の料金

上記の他に、レクリエーション費用等で自己負担が発生する場合があります。事前にご連絡します。

(4) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、現金の場合は14日以内に施設窓口でお支払いください。自動振り替えは、利用月の翌々月2日とさせていただきます。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の14日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

または要支援と認定された場合

※ この場合は、所定の期間をもって退所していただくことになります。

- ・ 利用者が亡くなった場合

③ そ の 他

- ・ 利用者がサービス利用料金の支払を6カ月以上遅延した場合。または利用者やご家族などが、当施設や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただきます。なおこの際は、本契約を終了する30日前までに文書でご通知いたします。
- ・ 利用者が病院等に入院し、その容態等から明らかに3ヵ月以内の退院を見込めない場合や入院後の経過から3ヵ月中の退院が見込めなくなった場合は、事前にご連絡の上で本契約を終了させていただきます。なお、その後の再入所を希望される方についてはご相談ください。
- ・ やむを得ない事情により当施設の閉鎖や事業継続が困難となる場合は、本契約を終了の上、退所していただきます。なおこの際は、本契約を終了する30日前までに文書でご通知いたします。

(3) その他

- ・利用者が病院等に入院されている間の対応は、ご家族となります。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者の過ごしやすい環境を提供するとともに、心のサービスに努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
異 性 介 護 職 員 の 有 無	○	排泄や入浴など異性の介護職員が介助することもあります
職 員 へ の 研 修 の 実 施	○	毎月1回内部研修会を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	適宜、修正などを行います
介 護 ロ ボ ッ ト の 活 用	○	眠りスキャン、眠りスキャン・アイを全床設置しています

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 外出、外泊 …… 早めに職員へ申し出てください。
- ・ 飲酒 …… 要望に応じ、職員管理のもと指定の場所・時間で提供いたします。
- ・ 喫煙 …… 館内禁煙となっております。
- ・ 設備、器具の利用 …… 車椅子など、必要時は職員へ申し出てください。
- ・ 金銭、貴重品の管理 …… 必要時は職員へ申し出てください。
- ・ 所持品の持ち込み …… 衣類や食品など、都度、職員へ申し出てください。
- ・ 施設外での受診 …… 嘱託医や協力医以外での外来受診は、できる範囲で受診先でのお付き添いなど、ご家族の協力をお願いします。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊 急 連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	続 柄	

8 事故発生時の対応について

当施設において万一事故が発生した場合、適切に対処し、ご家族に連絡します。入院が必要な重大事故については、保険者に経過報告を速やかに行います。

また、入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

9 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 …… 消防署との直通電話
- ・ 防災設備 …… スプリンクラー、消火器
- ・ 防災訓練 …… 毎月1回実施
- ・ 防火責任者 …… 施設長
- ・ 避難場所 …… 施設南側職員駐車場 等

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 施設長 電話 0982-35-0005

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

延岡市介護保険課計画指導係 電話 0982-22-7069

宮崎県国民健康保険団体連合会 電話 0985-35-5301

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況(外部評価) 未実施

12 当法人の概要

社会福祉法人 ふれあい福祉会
理事長 楠 田 富 雄
宮崎県延岡市沖田町2240番地1
0982-35-0005

定款の目的に定めた事業	介護老人福祉施設 短期入所生活介護事業 居宅介護支援事業 通所介護事業 生活困難者に対する相談支援事業 その他これに付随する業務
-------------	---

施 設 ・ 拠 点 等	特別養護老人ホーム	1ヵ所
	(うち短期入所生活介護	1ヵ所)
	通 所 介 護	1ヵ所
	居宅介護支援事業所	1ヵ所
	介護予防支援事業所	1ヵ所

同意書

令和 年 月 日

介護老人福祉施設の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 宮崎県延岡市沖田町2240番地1
社会福祉法人ふれあい福祉会

説明者 特別養護老人ホームふれあいの里

＊私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

＊私は、施設サービス計画を作成し、円滑に実施するために、関係機関に私及び家族の必要な情報を伝えることを同意します。

利用者 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名

利用者との続柄 ()